

七ヶ浜町震災復興推進計画

平成24年9月

宮城県七ヶ浜町

1 計画の区域

宮城県七ヶ浜町

2 計画の目標

本町は、沿岸部において事業を展開していた事業所が震災により被災し、事務所再建に向けて、「中小企業グループ施設等復旧整備補助事業」などの資金を活用しながら、迅速な産業復興に取り組んでいます。

こうした中で、被災した事務所の早期復旧を支援するとともに、町の中心市街地である亦楽（えきらく）地区の未利用地の活用や町内の雇用の場の確保を図り、町中心部にぎわい創出とともに、地域の人々が将来にわたって安心して暮らし、働くことのできる地域づくりを推進します。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

土地の有効活用を行い、被災事務所の整備を推進します。

4 復興産業集積区域

七ヶ浜町汐見台七丁目及び吉田浜野山地内の別添地図に示す地域

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

復興建築物整備事業

(1) 復興推進事業の内容

4に示す復興産業集積区域において、事務所を整備するに伴い、将来的には用途地域の見直しを目指しますが、町中心部の土地の有効活用にも資する目的で、第一種中高層住居専用地域においても、被災した事務所の早期復旧を支援することはもとより、町中心部にぎわい創出を図るため、事務所については、第二種中高層住居専用地域と同様の、二階建て以下、かつ、1,500 m²以下の建築が可能な用途制限の緩和を行います。

(2) 実施主体

七ヶ浜町

(3) 特別の措置の内容

宮城県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行います。

* 建築物の整備に関する基本方針

七ヶ浜町亦楽地区（汐見台七丁目及び吉田浜野山地区）の指定された地域において、二階建て以下、かつ、1,500㎡以下の事務所の整備を可能とすることとします。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、迅速な産業復興が推進されるとともに、地場企業の体力強化に寄与するものであります。

これらの効果は、七ヶ浜町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものであります。

7 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴収しました。